

三 社 長 第 6-5 号
平成 29 年 4 月 11 日

地域包括支援センター センター長様
介護予防ケアマネジメント業務
委託先居宅介護支援事業所 管理者様

三島市長寿介護課長

三島市の介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の取り扱いについて(通知)

春陽の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から当市の介護保険行政・高齢者福祉行政の推進につきまして格別なるご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、4月より開始した介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）における事業対象者登録の運用方法について決定した事項およびご留意いただきたい点を下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 事業対象者登録の手続きについて

予防給付における「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を地域包括支援センターが市に提出しているのと同様に、総合事業における介護予防ケアマネジメントの依頼届出も地域包括支援センターが行うことが適切と考えられることから、地域包括支援センターから**居宅介護支援事業所に委託されている利用者についても、地域包括支援センターを経由して「三島市介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」（市提出用）を市に提出**（事業対象者の基準に該当する基本チェックリスト、被保険者証も併せて提出）いただき、事業対象者の登録を行っていただきますようお願いいたします。

三島市が作成した基本チェックリストには居宅介護支援事業所用の控えがないため、居宅介護支援事業所が基本チェックリストを実施した場合は、お手数ですが**2枚目の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所用をコピーし、居宅介護支援事業所では当該コピーを保管いただき、地域包括支援センターには1枚目の市提出用と2枚目の地域包括支援センター・居宅介護支援事業所用をご提出**いただきますよう、併せてお願いいたします。

2 事業対象者の登録受付時期について

要支援認定の更新申請と同様に、**認定有効期間終了の2か月前より受付し**、事業対象者の被保険者証発行手続きを行います。

なお、平成29年3月29日付け三社長第3-774号でお知らせいたしましたとおり、基本チェックリストは、受付日より1か月以内に記入されたものを有効とします。

3 認定更新時（事業対象者に登録する場合も含む）の「三島市介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」記載時の注意事項

書類下方の提出日は、要支援認定有効期間終了日の翌日としてください。

4 事業対象者の被保険者証に関する注意事項

発行される被保険者証には、要介護状態区分等に「**事業対象者**」と記載され、**要支援認定を受けている旨や要支援認定有効期間終了日などの記載はありません**。そのため、事業対象者の被保険者証発行から要支援認定有効期間終了までの間に、ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所が変更になる場合、また、利用するサービス事業所が変更になる場合には、**現在の介護度、認定有効期間終了日等必要事項を申し送り、利用者の不利益とならないようご留意ください**。

5 本人・家族が来庁時の事業対象者登録手続きについて

本人・家族が要支援認定更新の手続きに来庁した際は、高齢者総合相談窓口にて、現在利用しているサービス、今後利用予定のサービス等を確認し、要支援認定を更新せず、事業対象者としてのサービス利用が可能かどうかの判断を行います。

事業対象者としてのサービス利用が可能と判断した場合には、担当地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に電話確認をしますが、**電話が繋がらなかった場合も手続きを進めさせていただく場合があります**。

福祉用具や予防給付サービスを利用予定の利用者については、認定更新手続きが円滑に行われるよう、担当地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所のご配慮をお願いいたします。

6 事業対象者の支給限度額について

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」61 ページでは、「事業対象者につき、給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の限度額を目安として行う」とされており、平成28年10月13日実施の介護予防・日常生活支援総合事業説明会、平成29年2月16～21日実施の三島市総合事業ケアマネジメント説明会での説明のとおり、三島市では事業対象者の支給限度額を要支援1と同額に設定しているところです。

そのため、要支援2の認定を受けている者が認定を更新せず、事業対象者としてサービス利用を継続する場合、利用しているサービスによっては支給額が不足する可能性があります。認定を更新するか事業対象者としてサービスを利用するかを判断される場合には、現在利用しているサービスや今後利用するサービスが事業対象者の支給限度額でまかなえるかを確認いただきますよう、お願いいたします。

三島市長寿介護課予防支援係

電 話 055-983-2759

F A X 055-975-3456